

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十五号

令和三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
さいたま市	大宮区ターミナル街区東側第一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川越市	古谷第一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川越市	南古谷第六	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡七	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川口市	中央八	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川口市	中央三	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川口市	中央四	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
秩父市	神岡第五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
秩父市	神岡第六	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

飯能市	飯能市	青木第一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
飯能市	飯能市	青木第二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
加須市	加須市	麦倉五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	本庄一丁目一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	本庄一丁目二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東松山市	東松山市	東松山十五地区	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十六	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
越谷市	越谷市	越谷第六―四計画区	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
久喜市	久喜市	新堀三・菖蒲五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
日高市	日高市	日高第四十五―一地区	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
伊奈町	伊奈町	大字小室二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

小川町	青山二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
小川町	青山三	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
ときがわ町	雲河原二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
ときがわ町	西平一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
横瀬町	拾老番	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東秩父村	安戸四	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東秩父村	御堂一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東秩父村	御堂二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
神川町	阿久原十一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
神川町	阿久原十二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで